

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	本事業は、カンボジア国コンポンチュナン州にて食料・栄養の安全保障及び貧困削減に取り組み、対象地域の生活改善と良好な健康状態の維持を目指す。2007 年から 10 年間にわたり実施した先行事業の成果を活用し、本事業では 2018 年から 3 か年の計画で、①米の生産性向上と営農の多様化、②保健衛生・栄養に対する意識の向上、③地域住民のネットワークの構築、④自立的発展の核となる農民組合の能力強化、の 4 項目の活動に取り組む。実施にあたっては、州・郡知事をはじめ、州・郡農林水産局、州・郡保健局、保健センター、地区評議会など、様々なレベルの行政機関と密接に連携することにより、広い範囲で持続的な効果がもたらされる仕組みをつくる。さらに、村のレベルにおいては村長や各村 3 名の篤農家、保健ボランティア等のキーパーソンが中心となり活動を担うスタイルを強化することで、コミュニティの自立的発展を確実にする。 The project aims to enhance food and nutrition security and to reduce poverty situation of people in the target districts of Kampong Chhnang Province, Cambodia through activities to improve their livelihood and maintain good health. Based on the results of previous projects which were implemented for 10 years since 2007, this project is planned to be conducted for three years from 2018, with main activities as below: (1) Improve productivity of rice and diversification of agriculture, (2) Improve consciousness of health and nutrition, (3) Establish networks in the communities, (4) Strengthen the capacity of Agriculture Cooperatives for autonomous development. During the implementation, the project closely cooperates with various levels of government officials, such as; Provincial and District's governors, Provincial/ District Agriculture - Forestry and Fisheries Department, Provincial/District Health Department, Health Centers, Commune Councils, etc., in order to create a mechanism for sustainable development in wide areas. Furthermore, key persons at each village, such as; village chiefs, three key farmers, village health support groups, strengthen their leadership in implementation of the activities so that autonomous development of the community will be ensured.
(2) 事業の必要性 (背景)	カンボジアは、近年著しい経済的發展を遂げており、貧困率は、63.3% (2004 年) から 18.8% (2013 年) へと大幅に低下しているが¹、国民の 8 割が居住する農村部の貧困率はいまだに高く、都市と農村との格差は大きな課題となっている²。本事業の対象地であるコンポンチュナン州は、国土のほぼ中央に位置し、首都プノンペンから約 100km という距離にある。当財団は、2007 年より 4 年間にわたり、コンポンチュナン州ロレイアッピア郡の 5 村において食料安全保障に資するパイロット事業を実施し、農村部の住民の生計向上及び健康改善モデルを確立した。この成果を基盤に、2011 年からは対象地域を同州内の 2 郡 5 地区 39 村に拡大し、6 年にわたり事業を展開した。 これまでの事業が、州政府および農林水産省から高く評価され、州内での更なる事業の展開を求められた。先行事業の成果を活かしつつ、行政と地元住民がより主体的な取り組みを担うことができるようになることを狙い、2017 年よりロレイアッピア郡 2 地区 19 村及びテックポ郡 2 地区 13 村でこれまでの実績を基盤にした支援活動を開始するとともに、先行事業で設立した農民組合 4 団体の能力強化を図ることとなった³。現地における実施体制を構築したうえで、2018 年 1 月より N 連事業として実施している。 N 連による事業初年次 (2018 年) は、州・郡・地区レベルの主要カウンターパートらの事業に対する理解を深めるとともに、彼らのコミットメン

	トを高め、持続発展性の鍵となるオーナーシップの醸成を促した。その結果、プロジェクト運営委員会にて事業の活動計画立案に主体的に関わる姿勢が見られるようになったほか、事業モニタリングにおいて的確なアドバイスが行われるようになった。 事業2年次(2019年)には、主要カウンターパートら協力のもと、各村の”キーパーソン”と位置づける村長や篤農家、保健ボランティアらの能力強化に重きを置いた活動が行われた。その結果、キーパーソンら一人ひとりがロールモデルとなって、各村の住民に対する農業技術の普及や保健衛生・栄養の生活習慣改善を推進する中心的な役割を担い始めた。 また、2年次より本事業は25か村から32か村へと事業地を拡大させた。新たに追加された7村においては、キーパーソンとなる人材の発掘をはじめ、1年次からのカウンターパートと新しいカウンターパート、1年次からのキーパーソンと7か村の新しいキーパーソンの間の協力関係を構築することで、郡や地区を超えた連携が進み、水平方向に活動が展開及び事業効果が普及していく体制を整えた。これらの体制づくりが功を奏し、新しい7か村においても徐々に変化の兆しが見え始めている。 事業の最終年度となる本年は、主要カウンターパートと各村のキーパーソンらを軸に、村における行動変容の輪をさらに広げ、技術や知識、新たな生活習慣の定着を事業対象地にて広く推し進めていく必要がある。また、事業終了後の地域の更なる自立的発展を目指すために、本年度にネットワーク構築及び地域リーダーの育成を強化しなければならない。 先行事業にて設立を支援し、当事業にて引き続き能力強化を行っている農民組合4団体についても、組織としてのキャパシティはある程度向上したものの、いまだ経営的に自立できるところまでは至っていない。4団体が持続的かつ自立的な組織となるために、本年は引き続き簿記や事業計画策定、年次報告書作成等の組織運営能力に加え、農産物生産及びマーケティングなどの事業運営能力の向上を図る研修を実施する必要があると判断される。 ●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 本案件はSDGsの達成に多くの点で貢献する。第一に、SDGsの目標1.「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」のターゲット1.2.「直接的に結びつく⁴。目標2.「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」のターゲット2.1～2.4.における、「貧困層」、「5歳未満の子ども」、「若年女子」といった「脆弱な立場にある人々が一年中栄養のある食料を十分得られるようになり」、その結果、栄養不良改善を積極的に目指している⁵。事業の対象は、「小規模食料生産者」であり、「農業生産性と所得を増加」させ、「持続可能な食料生産システムを確保し、レジリエントな農業を実践する」という点についても完全に合致する。目標8のターゲット8.5並びに8.6における若者の職についても本案件の取り組みは十分に効果的である⁶。目標10「各国内及び各国間の不平等を是正する」のターゲット10.1及び10.2についても、本案件はカンボジアの下位所得層を対象とし、能力強化、社会的経済的及び政治的な包摂を促進するものである⁷。
--	---

	●外務省の国別開発協力方針との関連性 外務省の対カンボジア王国国別開発協力方針において、「2030 年までの高中所得国入りの実現」を大目標としてこれまでの協力の成果を踏まえて経済社会基盤の更なる強化を促すものとしている。本案件においてもこれまでの事業の成果をもとに、人材育成を軸とした都市部と地方部との格差抑制に積極的に貢献する。 また、本邦とカンボジア王国とは、2013 年 12 月に二国間関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げし、緊密な連携・協力を行うことで一致している。開発協力の実施においては、市民社会との連携、官民連携が留意事項として述べられている。 ●「T I C A D V Iにおける我が国取組」との関連性 関連性なし
(3) 上位目標	事業対象地域の住民が自らの力で生活状況を改善し、十分かつ栄養のある食事を摂り、良好な健康状態を維持することができる。
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	事業対象地において、組織的アプローチにより住民の農業生産の技術が向上するとともに、健康・栄養の改善に向けた実践が定着する。 事業対象地において、住民の農業技術及び健康・栄養知識の向上のため、キーパーソン及び農民組合の自立的な活動実施能力を強化する。
(5) 活動内容	本案件は上記目標を達成するために以下の 5 項目の活動を行う。 (1) 米の生産性向上と営農の多様化を図る活動 (2) 生活習慣が変わり、子どもや住民の健康・栄養状態が改善されることを図る活動 (3) 地域住民のネットワーク構築・地域リーダーの育成を図る活動 (4) 自立的発展の核となる農民組合の能力強化を図る活動 (5) 事業評価と事業報告会 事業の最終年度である本年は、各村のキーパーソンが主導的な存在として農業技術および健康・栄養の生活習慣改善を周辺世帯に対して伝えていく役割を確実に担うことで、事業効果が事業対象地において広く普及し定着していくことを目指す。そのため、上記(1)～(2)についてはこれまで実施していたキーパーソンを対象としたトレーナー養成研修のうち、彼らの習得度が高いと判断された研修は実施形態を変更、あるいは回数を減少させ、代わりにキーパーソンらが講師を務める各村の住民を対象とした研修の開催や住民間での経験・情報共有に重きを置いた活動を行う。 一方、上記(3)の活動については、主な対象者であるキーパーソンはコミュニティの今後の自立的発展を担う存在であることから、彼らの更なるリーダーシップの醸成及びネットワークの構築・強化を図るため、回数を増やすとともに研修内容のレベルをステップアップさせていく。 先行事業で設立した農民組合 4 団体を支援する上記(4)の活動については、農民組合が組織運営能力においても経営能力においても自立した組織となるため研修を継続して実施するとともに、4 団体の協力関係の強化及び同州における組合ネットワークへの積極的参加を促し、事業終了後も地域の自立的発展を牽引する存在となることを目指す。 また、最終年度である本年は、事業終了に先立って事業評価を事業関係

者と協同で実施するほか、事業評価の結果と教訓を広く共有し、行政のイニシアチブで他地域への活動展開を促していくため、農林水産省の職員をはじめ、近隣郡の行政職員などを招き、事業報告会を開催する。

本年の活動詳細は下記の通りである。

活動(1)～(3)は直接裨益者①および②、活動(4)は直接裨益者③、活動(5)は直接裨益者①～③を対象として実施する。

(1) 米の生産性向上と営農の多様化を図る活動

農業分野の活動においては、農家が研修に参加しやすいよう、村の面積や道路状況に応じて村内に複数の研修会場を設けて研修を実施する。昨年に引き続き、本年は 32 村において合計 51 カ所の会場で研修を実施する。

◆ 事業対象地区：

ロレイアッピャ郡：スヴァイチュルム地区、プレイムル地区

テックボ郡：チャオンマオン地区、クロンポポ地区、タンクラサン地区

1-1. SRI 農法による稲作技術の改善

1-1-1. 稲作技術研修（SRI 概論・播種）(1 回)

各村の篤農家が講師となり、各研修会場で講習を実施する。

1-1-2. 田植えデモンストレーション(1 回)

各村の篤農家が講師となり、農家らとともに田植えの実習を行う。

1-1-3. 収穫高調査(1 回)

伝統的稲作法による収穫高と SRI 農法による収穫高を比較する調査を実施する。この調査は州・郡の農業局と共同で実施する。

【第 2 年次報告済変更点】「SRI フィールド集会」は第 2 年次より「郡レベル関係者集会」に統合した。

【第 3 年次の変更点】初年次から継続して、州および郡の農業局技官の指導により実施することを予定していた「稲作技術トレーナー養成研修」については、第 3 年次の実施を取りやめる。これまでに、対象地域の篤農家約 150 人のうち 7 割が SRI 農法を実践するまでに至り、そのうちの 4 割はファシリテーションスキルも高めた。周辺世帯の農家を指導するにあたって十分な経験と技能を身につけた篤農家が育ったことにより、コミュニティ内の農家間で農法の普及が可能となってきたと認めた。指導役に外部から講師を招聘することなく、近隣の農家から学ぶ態勢を促進することが持続性の確保に極めて重要であり、その態勢がほぼ構築できたと判断した。

1-2. 家庭菜園の推進

1 年次から「家庭菜園トレーナー養成研修」に参加してきた篤農家は習得度が高く、技術の実践率も高い。しかし、最終年度である本年次の目標を達成するためには、州及び郡の農業局職員による農家への直接的な技術指導以上に、水平方向の農家間の学び合い及び経験共有の促進が必要であると判断した。そのため、当初予定していた「家庭菜園トレーナー養成研修」(年 2 回)の実施形態を「家庭菜園実践農家の視察研修」に変えて、各村の篤農家、実践農家、そしてまだ技術を実践していない一般農家の三者による技術や知識、実践時に直面しやすい課題とその解決法等を学び合う

場とする。州及び郡の農業局はアドバイザーとして研修に参加する。

1-2-1. 篤農家向け家庭菜園視察研修(1回)

各村の篤農家が家庭菜園実践農家を視察するとともに、経験の共有や、周辺世帯への技術の普及法について話し合う。

1-2-2. 家庭菜園技術研修(1回)

各村の篤農家が講師となり、各研修会場で講習を実施する。

1-2-3. 農家向け家庭菜園視察研修(1回)

各村の農家が家庭菜園実践農家を視察する。

【第3年次の変更点】当初予定していた「家庭菜園技術トレーナー養成研修」の実施形態を変えて、篤農家向け及び農家向けの視察研修を各1回行う。

1-3. 養鶏の推進

これまで「養鶏技術トレーナー養成研修」に参加してきた篤農家は習得度が高く、当初の想定以上に速いペースで実践世帯数が伸びてきた(2年次中間時点で、年間の達成目標である60%を超える養鶏実践世帯数を計測した)。このため、州や郡の農業局の指導者による養鶏技術トレーナー育成の活動を第3年次に続ける必要性は低下した。また、これまでに行った実践農家の視察で、近隣の農家間で学びあう機運とネットワークが生まれ、養鶏を始める意欲の向上にもつながった。よって、持続性をより確かなものとするために、州及び郡の農業局職員による農家への直接的な技術指導よりも、水平方向の農家間の学び合い及び経験共有の促進が効果的であると判断し、当初予定していた「養鶏トレーナー養成研修」(年2回)を「養鶏実践農家の視察研修」に替えて、各村の篤農家、実践農家、そしてまだ技術を実践していない一般農家の三者による技術や知識、実践時に直面しやすい課題とその解決法等を学び合う場とする。なお、州及び郡の農業局はアドバイザーとして参画する。

1-3-1. 篤農家向け養鶏視察研修(1回)

各村の篤農家が養鶏実践農家を視察するとともに、経験の共有や、周辺世帯への技術の普及法について話し合う。

1-3-2. 養鶏技術研修(1回)

各村の篤農家が、農業局技官とともに各研修会場で講習を実施する。

1-3-3. 農家向け養鶏視察研修(1回)

各村の農家が養鶏実践農家を視察する。

【第3年次の変更点】当初予定していた「養鶏トレーナー養成研修」の実施形態を変えて、篤農家向け及び農家向けの視察研修を各1回行う。

【第2年次報告済変更点】当初予定していた養豚の推進は第2年次より中止した。

1-4. 草の根獣医の育成

1-4-1. 草の根獣医養成研修(1回)

各村で畜産の経験がある農家から 2 名ずつ選定している草の根獣医を対象に、家畜の疫病予防・治療等についての初歩的な知識及び技術に関する研修を実施する。なお、「草の根獣医」という職務は、現地で慣用的に呼びならわしている名称であり、公式に獣医としての資格を有しているものではない。

【第 2 年次報告済変更点】獣医器具の供与は 1 年次のみとし、2 年次以降は行わない。

(2) 生活習慣が変わり、子どもや女性を中心とした住民の健康・栄養状態が改善されることを図る活動

保健衛生・栄養分野の活動では、農業分野同様、農家が研修に参加しやすいよう、村の面積や道路状況に応じて村内に複数の研修会場を設けて研修を実施する。本年は 32 村において合計 45 ヶ所の会場で研修を実施する。

トレーナー養成研修においては、州保健局職員、または保健行政区職員が講師となり、各村で 2 名の保健ボランティア、2 名のモデルファーマー（夫婦 1 組）及び 1 名の村長を対象に研修を実施する。各村における研修においては、トレーナー養成研修を受けた人物が講師補佐となり、保健センター職員と一緒に研修を実施する。

◆ 事業対象地区：

ロレイアツピア郡：スヴァイチュルム地区、プレイルム地区

テックボ郡：チャオンマオン地区、クロンポポ地区、タンクラサン地区

2-1. 栄養改善のための行動変容推進

2-1-1. 身体測定事前研修(2 回)

各村の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長（計 5 名）とともに、身体測定における測定技術の再確認や、各村における測定実施スケジュール、当日の役割分担等の確認を行う。

2-1-2. 子どもの身体測定(2 回)

保健ボランティア、モデルファーマー及び村長らが、保健センター職員と協働で、各村の 5 歳未満児の身長と体重を計測する。

2-1-3. 栄養に関するトレーナー養成研修(1 回)

各村の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長（計 5 名）を対象に、州保健局もしくは保健行政区の職員が講師となり実施する。

2-1-4. 栄養に関する研修(1 回)

養成研修を受けたトレーナーが、講師補佐となって保健センターの職員とともに研修を実施する。

2-1-5. 補完食の実演(3 回)⁸

各村の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長（計 5 名）が中心となって、各村で主に 2 歳未満児を持つ母親たちを対象に行う。

【第 3 年次の変更点】1 年次から実施していた「補完食に関するトレーナー養成研修」は、第 3 年次には実施しない。これまでに参加した保健ボランティア及びモデルファーマーらは習得度が高く、地元の保健センターならびに地区評議会（末端の行政機関）の協力を得て、補完食の実演を自主的に行うようになっており、その普及法も十分に定まると判断できるこ

とから、3 年次に引き続きトレーナーを育成する必要性は低下したと判断した。

2-2. 公衆衛生の改善

これまで、地域の公衆衛生の改善を目指し、まず各村 3 名の保健ボランティアを対象に「公衆衛生に関するトレーナー養成研修」を行い、そのトレーナーにより各村の住民を対象に「公衆衛生研修」を実施した。そのうえで実際の清掃活動と日常的な行動への動機づけのために「公衆衛生キャンペーン」の開催につなげた。すでに保健ボランティアのトレーナーとしての技能は伸び、モデルファーマーを軸とする周辺世帯への普及法も固まった。そのため、地域の衛生行動の定着をより積極的に推し進めることが有効であると判断されることから公衆衛生キャンペーンに比重を置いた取り組みにする。従って、毎年実施を計画していた「トレーナー養成研修」と「公衆衛生研修」の実施を取りやめるが、そこで扱った内容も踏まえて「公衆衛生キャンペーン事前ミーティング」を開催し、キャンペーンの効果を高める。

2-2-1. 公衆衛生キャンペーン事前ミーティング(1 回)

各村の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長(計 5 名)が保健行政区と保健センター職員とともに、「公衆衛生」の定義や実践方法等について振り返りながら、公衆衛生キャンペーンにおける清掃活動やキャンペーン中に呼びかけるメッセージ等について話し合う。

2-2-2. 公衆衛生キャンペーン(1 回)

各村の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長(計 5 名)が中心となり、保健センター職員や地区評議員協力の下、住民とともに各村の清掃活動を行い、衛生的な村づくりを目指す。

【第 3 年次の変更点】当初予定していた「公衆衛生に関するトレーナー養成研修」及び「公衆衛生研修」は第 3 年次に継続して実施する必要性が低下したことから、これらを取りやめ、代わりに持続性をより強化するべく「公衆衛生キャンペーン事前ミーティング」を実施する。

2-3. 疾病予防の推進

2-3-1. 疾病予防に関するトレーナー養成研修(1 回)

各村の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長(計 5 名)を対象に、州保健局もしくは保健行政区の職員が講師となり実施する。

2-3-2. 疾病予防に関する研修(1 回)

養成研修を受けたトレーナーが講師補佐となって、保健センターの職員とともに研修を実施する。

2-4. リプロダクティブヘルスの促進

2-4-1. リプロダクティブヘルスに関するトレーナー養成研修(1 回)

各村の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長(計 5 名)を対象に、州保健局もしくは保健行政区の職員が講師となり実施する。

2-4-2. リプロダクティブヘルスに関する研修(1 回)

養成研修を受けたトレーナーが講師補佐となって、保健センターの職

員とともに研修を実施する。

(3) 地域住民のネットワーク構築・地域リーダーの育成を図る活動

◆ 事業対象地区：

ロレイアツピア郡：スヴァイチュルム地区、プレイムル地区

テックポ郡：チャオンマオン地区、クロンポポ地区、タンクラサン地区

3-1. 情報及び経験共有の促進

3-1-1. 食料・栄養安全保障に関する情報共有集会(1回)

各村3名の篤農家と3名の保健ボランティアを対象に、農業と保健に共通する課題や現状について情報交換し、解決策を見出す機会とする。

3-1-2. 村レベル母親集会(2回)

5歳未満児を持つ母親を中心に、健やかな子どもを育てるための知識や経験を分かち合う場とする。

3-1-3. モデルファーマーミーティング(2回)

各村1組の夫婦を対象に行い、農業や保健の知識や技術を各家庭で活かし、よい生活習慣を身につけて、夫婦の役割分担を再考するアイデアを生み出す場とする。

3-1-4. 保健衛生・栄養に関する情報共有集会(2回)

保健センター職員、地区評議員、地区保健アシスタントを対象に、地域に共通する課題や現状について情報交換し、解決策を見出す機会とする。

3-2. 農民組合マネジメント研修(5回)

第1年次及び第2年次にリーダーシップ研修及びネットワーク研修に参加し、かつ農民組合の設立に意欲のある農家を対象に、農民組合の設立や組合運営時に必要な知識・スキル(組織管理、簿記、マーケティング等)を指導する研修を実施する。

3-3. 若者対象の農業・保健研修(1回)

各村6名の10代後半から20代前半の若者を対象に、農業や保健に関する知識や技術を研修し、将来の家族やコミュニティを作り上げていくための能力開発を行う。

3-4. プロジェクト運営委員会(2回)

年度の始まりと中間時点の計2回にわたり、本事業に関わる州・郡・地区の行政職員ら約25名が事業の進捗と達成度を確認する他、各専門分野において円滑な事業運営と成果の産出のため協力し合う場とする。

【第3年次の変更点①】「農業技術に関する情報共有集会」は参加者の習熟度の高さから第3年次は実施しない。

【第3年次の変更点②】当初予定していた「リーダーシップ研修」及び「ネットワーク研修」の参加者は2年次にリーダーシップスキルやコミュニケーションスキル、農民グループ活動でのファシリテーションスキルを十分獲得できると判断したため、本年次にこれらの研修を「農民組合マネジメ

ント研修」に一本化させる。

【第 3 年次の変更点③】より効果的な情報共有及び意見交換の場とするため、村・郡・州レベル関係者集会は事業評価共有のため活動(5)にて「事業完了報告会」として実施する。

(4) 自立的発展の核となる農民組合の能力強化を図る活動

先行事業「コンポンチュナン州農村開発事業」で設立された農民組合 4 団体を対象に、それらの農民組合が運営能力においても経営的にも自立できる組織となるための支援活動である。

◆ 事業対象地区：

ロレイアピア郡：クラインリープ地区、バンテアイプリール地区、
プラスナップ地区

ボリボー郡：アンチャンロン地区

4-1. 農民組合の事業実施能力の強化

これまでに研修を通じて農民組合の事業能力は着実に伸びてきており、対象の組合 4 団体のうち 2 つが流通業者との契約を結び、農産物を供給するようになった。また、1 団体は他地区の農民組合が企業へ農産物を売るチャンネルの役割を果たすようにもなっている。この成長をさらに強めるためには、組合としての供給キャパシティーを向上させることが不可欠であり、かかるスケールアップに即した農産物生産・生産管理と販売能力の強化を確実にすることが重要であると判断した。当初予定していた「ポストハーベストマネジメント・加工・包装に関する研修」は生産力を高めたうえで実施するほうが有効であり、組合が時を改めて企画すべきとの認識で当事者と本財団が一致したため、第 3 年次はこの計画を取りやめ、第 2 年次に引き続き、「農産物生産・生産管理強化研修」と「地域産品マーケティング研修」を実施する。

また、見込み顧客との直接的なやりとりを通して地域市場のニーズを把握する目的で 2 年次より開催予定であった「地域産品展示会」については、第 2 年次の開催時にニーズや産品に関する顧客からのフィードバックを十分に収集可能と判断し、第 3 年次における開催は中止する。

4-1-1. 農産物生産・生産管理強化研修(2回)

第 2 年次に引き続き、組合として目指す農産物生産量及び質と、現状との比較分析を議論の出発点として、組合理事・農産物生産グループ責任者を対象とした農産物生産技術の向上及び農産物生産計画の立案補助等について、研修を実施する。

4-1-2. 地域産品マーケティング研修(3回)

組合が生産した農産物の販売促進を行うにあたって、組合理事らがその目的、手法、役割等を学ぶ。

【第 3 年次の変更点】当初予定していた「ポストハーベストマネジメント・加工・包装に関する研修」と「地域産品展示会」を実施しない。

4-2. 農民組合運営能力の強化

1 年次から実施してきた農民組合運営能力強化に関する研修により農民

組合メンバーの習得度が想定以上に向上したことから、当初予定していた「農民組合の分析レビュー」は不要との判断となった。本年度は第2年次に引き続きレポートライティングスキルと簿記研修の実施に加え、農民組合の運営強化に必要性が高いファンドレイジングスキル研修を導入する。

また、「3年間の戦略計画策定」が当初予定されていたが、農民組合はまず単年度の計画を適切に策定することができ、それを確実に実行できるようになることが現時点での優先課題であり、中長期の計画策定はその延長線上にある。そのため当年度は、「3年間の戦略計画策定」を中止し、「次年度事業計画・予算策定研修」の活動の中で農民組合の組織発展ビジョンに基づいた実践的な年度計画を立てる能力を養う。

4-2-1. レポートライティングスキルに関する研修(1回)

第2年次に引き続き、農林水産省の認可を受けた組合として提出義務のある年次報告書の作成方法について、研修を実施する。

4-2-2. 簿記研修(2回)

第2年次に引き続き、組合の日々の収支の記録方法、コンピューターを活用した帳簿の作成方法等について、研修を実施する。

4-2-3. 次年度事業計画・予算策定研修(1回)

当年度の組織運営状況及び事業実施状況をレビューしたのち、次年度の事業計画、組織の運営計画の立案及び予算策定を行う研修を実施する。

4-2-4. ファンドレイジングスキル研修(1回)

農民組合が将来、活動を自立的に拡充していくうえで、通常の事業収入に加えて助成金、補助金などの資金調達能力を備えることが重要な要件となる。よって、その申請や報告等の技能に関するファンドレイジングスキルの研修を行う。

【第3年次の変更点①】「農民組合の分析レビュー」を中止する。初年次にレビュー方法の研修を実施した結果、それぞれの農民組合が自らのイニシアティブと費用支弁でレビューを行えるようになったことが確かめられた。このため、レビュー実施のための会合をN連での活動からは除外する。

【第3年次の変更点②】「3年間の戦略計画策定」を取りやめる。農民組合の自立的運営能力を確かなものとするためにはまず単年度の計画を適切に策定することができ、それを確実に実行できるようになることが必須であり、現時点ではその面がまだ弱いという課題が組合当事者との認識で一致した。かかる状況において3年間の戦略策定を試みても不確かな展望を描くことになるため、当年度は、「3年間の戦略計画策定」を中止し、「次年度事業計画・予算策定研修」の活動の中で農民組合の組織発展ビジョンに基づいた実践的な年度計画を立て、実行する能力を養う。

4-3. 農民組合ネットワークの促進

4-3-1. プロジェクト運営委員会(1回)

年度の始まりに本事業に関わる州レベルの関係各局、郡・地区の行政職員、農民組合理事らが一堂に会し、事業の進捗、達成度及び年間計画を確認する他、農民組合の成果産出のため、情報交換・経験共有等

を通じ、協力し合う場とする。

【第 3 年次の変更点】プロジェクト運営委員会にて同研修の目的を十分に達成できると判断したことから、「農業技術に関する情報共有集会」、「農民組合と他の関係者とのリンケージワークショップ」は実施しない。

(5) 事業評価と事業報告会

最終年度である本年は、3 年間にわたった本事業の成果やアプローチの有効性等を検証するために、事業評価を事業関係者と協同で実施する。さらに、農林水産省の職員をはじめ、近隣郡の行政職員などを招いて事業報告会を開催することで、事業の成果と教訓を広く共有し、これをモデルとして行政のイニシアチブで他地域へ活動が展開されるための契機とする。

5-1. 事業評価(1 回)

事業終了に先立ち 2020 年 9 月から 11 月にかけて参加型評価ワークショップやエンドライン調査、インタビューやフォーカスグループディスカッションなどを通じて事業の評価を実施し、本事業の成果やアプローチの有効性を検証する評価を実施する。

5-1-1. エンドライン調査の実施

質問票を用いたエンドライン調査を実施する。

調査実施にあたっては、事業対象地域の若者や篤農家を調査員として雇用し、4～5 のグループに分け、本事業のプロジェクトアシスタントたちが各グループのリーダーを務める。調査前には、リーダーを対象とした事前研修を 1 日実施したのち、全調査員を対象とした事前研修を 3 日間にわたって実施する。

質問票調査の対象は 2017 年に実施したベースライン調査と同一の回答者とする（サンプル数は約 900）。

5-1-2. インタビュー/フォーカスグループディスカッションの実施

質的調査の一環として、州・郡・地区レベルの行政職員 10 名に対するインタビューを行う。並行して、一回あたり 10 名を対象としたフォーカスグループディスカッションを 6 回にわたって行う。フォーカスグループディスカッションの対象者は篤農家や保健ボランティア、モデルファーマーといったキーパーソンをはじめ、その他の農家など幅広く対象とする予定。

5-1-3. 参加型評価ワークショップの開催

エンドライン調査、インタビュー、フォーカスグループディスカッションで得られた結果をもとに、本事業関係者と参加型評価ワークショップを開催し、本事業の成果やアプローチの有効性を検証するとともに、現地当事者による活動の継続発展への指針を形成する。

5-2. 事業完了報告会(2 回)

第 1 回：上記(1)から(3)の活動に関して、各郡において、本事業の全ての関係者(郡知事、地区長、郡農業局・保健局職員、保健センター職員、村長、篤農家、保健ボランティアら)が一堂に会し、本事業の成果、事業評価の結果及び得られた教訓を報告し、同地域の今後の更なる自立的発展を後押しする。

第 2 回：上記（４）の活動に関して、州レベルの関係各局、郡・地区の行政職員、農民組合理事らが一堂に会し、事業完了にあたって各農民組合における活動の進捗と達成度を確認するとともに、今後の更なる活動の展開に向けて経験共有や課題の解決策を見出すために協議する場とする。

5-3. 外部向け事業完了報告会(2 回)

第 1 回：上記（１）から（３）の活動に関して、農林水産省職員及び事業対象郡以外の他郡の行政機関の代表者らを招き、プロジェクト運営委員会のメンバーが中心となって事業評価の結果と教訓を広く共有する。これにより、同州の行政職員らが自らのイニシアチブで活動を拡大していくよう促していく。

第 2 回：上記（４）の活動に関して、州レベルの関係各局、同州の組合ネットワークメンバー、組合支援実績のある他 NGO 関係者等を招き、事業成果を共有するとともに、同州における農民組合の今後の更なる活動に向け、協議・提案を行う。

直接裨益者：

初年次より：合計 18,305 人

2 年次より追加：7 村の住民、6,624 人

総計：約 24,929 人

- ① ロレイアッピア郡のスヴァイチュルム地区、プレイムル地区及びテックポ郡のチャオンマオン地区、クロンポポ地区、合計 25 村の住民 18,305 人（4,552 世帯）
- ② 2 年次より追加（暫定）
テックポ郡のクロンポポ地区、タンクラサン地区の合計 7 村の住民 6,624 人（1,635 世帯）
- ③ ロレイアッピア郡のクラインリーブ地区、バンテアイプリール地区、プラスナップ地区及びボリボー郡のアンチャンロン地区の農民組合の理事 32 名及び組合員 347 名

間接裨益者：

ロレイアッピア郡のクラインリーブ地区、バンテアイプリール地区、プラスナップ地区及びボリボー郡のアンチャンロン地区の村民（現在組合員ではない村民）約 23,000 人（5,580 世帯）

裨益者詳細

- ① 初年次より：(25 村、4,552 世帯、約 18,305 人)

ロレイアッピア郡	対象村	世帯数	人数
スヴァイチュルム地区	7	871	3,729
プレイムル地区	5	855	3,312
テックポ郡			
チャオンマオン地区	8	1,683	6,866
クロンポポ地区	5	1,143	4,398

② 2 年次より：(7 村、1,635 世帯、約 6,624 人)

テックポ郡	対象村	世帯数	人数
クロンポポ地区	2	385	1,465
タンクラサン地区	5	1,250	5,159
	7	1,635	6,624

総計 (①+②)

ロレイアッピャ郡	対象村	世帯数	人数
スヴァイチュルム地区	7	871	3,729
プレイムル地区	5	855	3,312
テックポ郡			
チャオンマオン地区	8	1,683	6,866
クロンポポ地区	7	1,528	5,863
タンクラサン地区	5	1,250	5,159
	32	6,187	24,929

③ 先行事業の対象地（農民組合の強化に関する活動のみ実施する）：
(31 村、約 5,587 世帯、約 23,026 人)

ロレイアッピャ郡	対象村	世帯数	人数
クラインリーブ地区	8	1,621	6,296
バンテアイプリール地区	10	1,136	4,623
プラスナップ地区	7	1,513	6,497
ボリボー郡			
アンチャンロン地区	6	1,317	5,610
	31	5,587	23,026

(6) 期待される成果と
成果を測る指標

本事業の上位目標達成のために、達成すべき成果は「5 歳未満児の栄養不良(低体重)率減少」と設定した。その指標は以下の通りである。

・ WHO による標準体重比での標準偏差-2 以下の 5 歳未満児割合

【確認方法：実測】

【指標】

ベースライン調査時 27.9%

1 年次の成果 25%

2 年次の成果 23%

3 年次の成果 18%

【指標の設定根拠】

カンボジア政府が発行した「2014 年－2018 年の国家戦略開発計画」において、2013 年から 2018 年までの 5 年間で 5 歳未満児の栄養不良率を 28%から 19%へ、9%減少させるという目標が設定された。その後の開発計画はいまだ策定されていないため、本事業は 3 年間で 5 歳未満児の栄養不良率を 9%減少させる指標を設定した。

上記の目標は、地域の生産活動や日常生活の改善の相互作用による達成を意図している。これを導くための下位の活動レベルでの成果については、当団体が同じ州内で 2007 年に開始したパイロット事業と、2013 年から 3 年間にわたり日本 NGO 無償資金協力事業として実施した「コンポンチュナン州農村開発事業」により、その有効性が確かめられている。地理的条件、気候、住民の文化・生活様式等の近似性が

ら、普及技術の実践度合を測るうえで十分に比較の対象となりうると考える。

(1) 米の生産性が向上し営農が多角化される

1-1. SRI 農法・家庭菜園・養鶏等を導入した世帯数が増加する

(対象世帯数：6,187 世帯)

【確認方法：モニタリング】

【指標】：

- ・ SRI 農法：1 年目の成果 対象世帯の 30%
2 年目の成果 対象世帯の 60%
3 年目の成果 対象世帯の 90%
- ・ 家庭菜園：1 年目の成果 対象世帯の 30%
2 年目の成果 対象世帯の 60%
3 年目の成果 対象世帯の 90%
- ・ 養鶏：1 年目の成果 対象世帯の 30%
2 年目の成果 対象世帯の 60%
3 年目の成果 対象世帯の 90%

【指標の設定根拠】先行事業の実績から上位の目標達成に必要な普及率を推計

1-2. 慣習的農法と SRI 農法による収穫量の差

【確認方法：収穫高調査】

【指標】慣習的農法と SRI 農法による収穫量の差：1.3 倍以上

【指標の設定根拠】

国際農業研究協議グループが 2013 年にまとめた「農水産システムにおける生産性の向上と生活改善」によると、カンボジアにおける慣習的農法と SRI 農法の収穫量の差は少なくとも 1.27 倍以上になるというデータが示されている。これに基づき、本事業では指標を 1.3 倍に設定した。

1-3. 1 年間に 1 か月以上米が不足した世帯数とその平均期間が減少

【確認方法：ベースライン調査と終了時評価の比較】

- ・ 1 年間に 1 か月以上米が不足した世帯数：
 - ベースライン調査時： 34 %
 - 事業終了時： 17 %
- ・ 米が不足した世帯における平均週数：
 - ベースライン調査時： 13 週
 - 事業終了時： 6 週

【指標の設定根拠】先行事業の実績から上位の目標達成に必要な値を推計

1-4. 対象世帯における平均世帯収入の増加率

【確認方法：ベースライン調査と終了時評価の比較】

- ・ 平均世帯年収（農業生産のみの収入）：
 - ベースライン調査時： 602 ドル
 - 事業終了時： 782 ドル

【指標の設定根拠】

カンボジアの計画省が発行する「2016 年カンボジア社会 - 経済調査」によると、農村部世帯の所得は 2012 年から 2016 年にかけて毎年平均 14%増加している。これは出稼ぎや工場労働などによる収入も含まれており、法定最低賃金の上昇も反映している。本事業の対象地であるコンボンチュナン州は貧困状態が深刻な州のひとつであるが、出稼ぎ等に頼った収入増ではなく、農業生産のみで安定した生計を営むことができるよう目指す。よって 3 年の期間で農業のみによる平均収入を確実に 30%増加することを狙い、事業終了時における値を 782 ドルと設定している。

(2) 生活習慣が変わり、子どもや女性を中心とした住民の健康・栄養状態が改善される

2-1. 補完食の普及率が高まる

【確認方法：モニタリング】

- ・過去 1 週間に子どもに補完食を調理した割合

ベースライン調査時： 3.5%

1 年目の成果 20%

2 年目の成果 40%

3 年目の成果 65%

【指標の設定根拠】先行事業の実績から上位目標の達成に必要な割合を推定

2-2 衛生行動が改善する

【確認方法：層化抽出法による聞き取り調査と観察】

- ・手洗い習慣 90%

【指標の設定根拠】

ユニセフの最新データによると、2017 年に、カンボジアの都市部の 88%の世帯が基本的な手洗い場（石鹸と水が整備される）を持っていたのに対し、農村部では、このデータは 60%に止まった。本事業の対象地域の世帯でも、手洗い場があって、常に手洗いをする住民が少なかった。事業の 3 年間にわたって、この数字は都市部の数字に近づけるよう目指し、本年度まで、事業対象地域の 90%の世帯が基本的な手洗い場を持ち、手洗い習慣がつけられるという目標を設定した。

- ・飲料水の煮沸の習慣 90%

【指標の設定根拠】

「2016 年のカンボジア社会 - 経済調査」によると、2016 年には、飲料水を飲む前に処理する世帯の率は農村部では 77.6%に対し、プノンペンでは 91.2%であったとわかった。本事業の事業対象世帯の中で、飲料水を飲む前に処理する世帯が少なかったため、本年度まで、対象地域で飲料水を使う前に、煮沸等の処理方法を行う世帯数はプノンペンにおける飲料水の処理世帯数に近づけるよう、90%という指標を設定した。

- ・トイレの使用 70%

【指標の設定根拠】

	「2016 年のカンボジア社会 - 経済調査」によると、2016 年には、カンボジア国全体の約 73%の世帯が清潔なトイレを使っていたとわかった。本事業の事業対象世帯の中で、清潔なトイレがある世帯が少なかったため、本年度まで、カンボジア国全体の数字に近づけるよう、対象世帯の 70%が清潔なトイレを持ち、常にきれいに使用するという目標を設定した。 成果指標 2.3.「世帯における感染症への罹患率が減少する」として当初設定したが、これは複数の要因が複合的に作用するものであり、単一の活動の成果判定に用いるべきデータではないとの判断から、削除することとした。 (3) 地域リーダーが育成され、情報・経験共有のネットワークが構築される 3-1. 農民グループが形成される 【確認方法：モニタリング】 3-2. 母親グループが形成される 【確認方法：モニタリング】 3-3. <u>農民組合が形成され、その意思が行政計画に反映される。</u> 【確認方法：モニタリング】 【指標】農民組合が各地区に設立され、活動計画が各地区・郡の年次計画策定に反映される (4) 農民組合の能力が強化される 4-1. <u>各農民組合が製品の販売を通して、純利益を出すことができるようになる</u> 【確認方法：損益計算書とモニタリング】 【指標】4 団体のうち、少なくとも 1 団体が年間の製品販売を通じて純利益を確保できる 【指標の設定根拠】 カンボジアの「農民組合法」によると、毎年、組合の年次総会において、当該年度の事業の総利益と純利益を算出し、承認すると義務づけられる。現在支援を行っている農民組合 4 団体は事業実施能力、経営能力、また生産・販売製品が異なるため、4 団体とも純利益を確保することが難しいと判断する。そのため、本年度に、少なくとも 1 団体が年間の製品販売を通じて純利益を確保できることを指標として設定した。
(7) 持続発展性	本案件は、次の 4 面から高い持続発展性がある。 【組織的枠組み】 事業により培われる農業技術や栄養・健康改善への知識と習慣は、いずれも住民がグループとなって取り組むものである。篤農家や保健ボランティアのリーダーシップのもとに「共有の知」と「協同の力」を養うことにより、確固とした協力体制が生まれる。その証左が先行事業で設立に至った農民組合の意欲的な活動である。カンボジアには名目のみ

	の農民組合が少ないが、本案件では農民組合の能力強化の活動を通じて、さらに新たな地域での組合設立を支える仕組みの構築を図る。 【制度的保障】先行事業より、地域住民が協議のうえで策定する農業生産や健康にかかわる目標を、村から地区、郡、州に至る年次開発計画に反映させている。これにより事業で進める活動は、行政の施策と統合され継続的かつ広範な地域での展開が推進される。 また、本案件では農業や保健の行政職員の参画を先行事業以上に増やし、事業の取り組みがモデルとして他の地域に広がるようにする。特に、定期的を実施するプロジェクト運営委員会や行政職員との共同モニタリングは、プロジェクトの終了後も郡・州の行政機関が他地域に普及する主導性を増進するための重要な活動と位置付けている。 【財政的安定性】カンボジアの農村における重大な課題は、労働力が都市や外国に流出してしまうことであるが、本事業では農業により安定した収入を得ることができるようになるため、経済的な理由から事業の活動が衰退する懸念は少ないといえる。政府予算の制約が厳しいカンボジアにおいて、事業対象地では住民協同により現地の財政力を高めることが十分に期待できる。 また、事業終了後に行政職員が他地域にプロジェクトの成果を普及するうえで、脆弱な国および地方行政の財政力に対する懸念がある。この制約を克服する一助として、本プロジェクトでは地区を超えた農家から農家への技術普及を進めており、行政側は直接的な技術指導に費やす財政負担の割合を軽減し、監督的な業務と普及施策に重きを置いた働きができるようになることが期待される。 【世代的要因】本案件の特徴のひとつが、地方在住の若者を積極的に農業に向かわせる点にある。中学や高校を卒業した若者は職を得ようと都市部に出てしまい、代々受け継いできた農地で耕作するのは、高齢者や小さな子どもを抱えた女性であり、営農の継続が難しくなると田畑を売ってしまうという傾向が近年著しい。多くの男女の若者が農業の将来性を理解し、地元に残って確実に収入を伸ばすことで、活動が長く維持されることが見込まれるとともに、彼らの子どもの世代もこれを見習うことが期待される。
--	---